○国土交通省告示第千三百二十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十二日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間		
東北横断自動車道釜石秋田線	花巻市東和町安俵六区一七六番一三から同市東和町安俵六区一七〇番二まで	供用開始の期日	平成二十四年十一月二十五日十五時

○東北地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
遠野市宮守町下鱒沢三二地割一五七番五から花巻市東和町安俵四区八七番三まで	前	一〇・一五～二二六・〇六メートル　二二・九三五キロメートル
	後	七・一五～一七二・三五　二三・五七四

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
東北横断自動車道釜石秋田線	遠野市宮守町下鱒沢三二地割一五七番五から花巻市東和町安俵四区八七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十一月二十二日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人さいたま住宅検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	神田　豊
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年十一月十二日

○関東地方整備局告示第四百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十一月二十二日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社J建築検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	五井　章、佐々木　淳

(2)　変更年月日　平成二十四年十一月十六日

○近畿地方整備局告示第二百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百八十三号	養父市八鹿町国木字桑カセ五五一番一から朝来市和田山町加都字柏原一二五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十一月二十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　近畿地方整備局長　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社確認検査機構アネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	服部　卓爾
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年十月十五日